

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

介護保険制度は２０００年に「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態がひろがり、約９．５万人（厚生労働省「雇用動向調査」２０２１年）が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

２０２４年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会は介護事業者団体などから強い反対があった「要介護１・２の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」「ケアプランの有料化」は、２７年度からの第１０期計画までに結論を出すと見送る一方で、２３年夏までに「利用料２割負担の対象拡大」「一定所得を超える６５歳以上の介護保険料引き上げ」について、２３年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出すとしています。

６５歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額２９１１円が２１年は６千円超と倍以上に高騰（全国平均）しています。これ以上の利用者への負担増加は、介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、高齢化にともない介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように利用者負担の増加につながるような見直しはやめること、国の負担割合を引き上げて支援を強めること、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年６月２３日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 厚生労働大臣 総務大臣